

ももちゃりリニューアルPR動画制作等業務委託

仕 様 書

岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課

1. 業務目的及び概要

本業務は、令和8年4月に予定しているシェアサイクル「ももちやり」の全面リニューアルにあわせ、市民および利用者に対して「ももちやり」の利用促進、認知拡大、事業の利便性を効果的に伝えることを目的として、広報効果の向上を図るため、動画制作及びSNS配信を一体的に実施するものである。

2. 本業務の基本事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する本業務に適用する。

(2) 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

(3) 業務担当課等

本業務の委託者の担当課は都市整備局都市・交通部交通政策課とする。

所在地：岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1375

e-mail: koutsuuseisaku@city.okayama.jp

(4) 協議

- ① 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ、委託者の指示に従い業務を遂行すること。
- ② 委託者において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。
- ③ 委託者は、業務責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(5) 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- ① 岡山市契約規則
- ② その他の関係法令

(6) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(7) 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- ① 委託業務着手届
- ② 委託作業表
- ③ 業務責任者届出書

(8) 業務責任者

本業務を遂行する業務責任者は、以下に掲げる者であること。

- ① 業務責任者は、SNSにおける短編動画制作（縦型・横型を問わない）に精通している者であること。

- ② 業務責任者は、SNSにおける短編動画の媒体ごとのアルゴリズムなどの仕様に精通し、トレンドなどを踏まえて最適な動画制作や広告の活用方法の提案ができる者であること。

(9) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

(10) 貸与資料

- ① 受託者が本業務を実施するうえで必要となる資料のうち委託者が提供することが可能な資料は、委託者が受託者に貸与するものとする。
- ② 貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した関係書類は、作業終了後 若しくは契約を解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

(11) プロジェクト管理

受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービスを達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

(12) 作業経過の報告

委託期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

(13) 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

- ① 本業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(14) 成果品の著作権について

本業務の実施により完成した映像等の著作権は、本市に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は本市において自由に行うことができるものとする。なお、加工・再編集する場合は受託者の了解を得るものとする。

(15) その他

- ① 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。

- ② 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面にて委託者に提出し確認を行うことができることとする。
- ③ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- ④ 業務責任者は、委託者からの変更要望又は委託者の承認がない限り、変更できないこととする。

3. 業務内容

本業務は、下記の項目に沿って実施すること。業務内容の詳細については 下記のとおりである。

(1) 作業実施計画書

受託者は、本業務の効率的かつ円滑な遂行のため、契約締結後速やかに作業実施計画書を作成し、業務開始時会議で説明するとともに、委託者の承認を得て提出すること。なお、本計画書の作成にあたっては、以下の項目について必ず記載すること。

① 実施方針

動画制作にあたっての基本的な考え方、コンセプト等を記載すること。

② 実施体制

業務責任者の他、業務実施にあたっての技術者、連絡担当者等の役割、緊急連絡先等を記載すること。

③ スケジュール

委託者と受託者との会議日程や撮影時期についてスケジュールを作成すること。

(2) 動画制作

下記の項目に沿って動画制作を行うこと。

① 概要

- ・本業務では、ももちやりリニューアルの紹介、メリット訴求、ターゲット別利用シーンなど認知から利用促進まで一貫することができる内容の動画を制作することとするが、動画内容は委託者と協議のうえ決定すること。
- ・原則、動画は令和8年1月27日までに5本制作することとし、「(3) SNS 広告による配信」が実施できるようにすること。

② 動画の仕様

- ・原則、動画の形式は縦型（9:16）のHD画質のフォーマットで制作することとするが、委託者と協議のうえ決定すること。委託者が広告媒体によって横型が適していると判断した場合は、縦型で制作した動画を横型（16:9）に再編集すること。
- ・動画の時間は、原則、1本あたり60～90秒程度とする。
- ・字幕は全編にわたり表示することとし、障害者差別解消法及びユニバーサルデザインに配慮し、テロップのフォントサイズは視認性を重視し、コントラストの高いものを使用すること。

③ 予定台本の作成

- ・受託者は、動画の内容、構成等を検討し、予定台本を作成する。
- ・受託者は、SNSにおける動画の仕様に最適化し、視聴者層に合わせた分かりやすく興味を引く台本とすること。
- ・受託者はSNS動画のトレンドやアルゴリズムの変動に対応し、最適な動画内容や形式を提案すること。
- ・動画の撮影を行う前に、委託者が台本の確認を行い、受託者は適宜修正に応じること。

④ 撮影

- ・原則として、台本及び委託者の指示に基づき、委託者と事前に協議のうえ撮影場所を決定すること。
- ・撮影日数は2日程度、キャストを2人程度見込んでいるが、委託者と協議のうえ台本に応じて適切な撮影日数及びキャスト数を確保すること。
- ・受託者は、必ずテーマに関連する現場で撮影することとし、原則、スタジオでの撮影、文字情報、その他資料の収集のみとはならない。
- ・受託者は事前に撮影に必要な資料等を作成のうえ、撮影の日時・場所の調整を行うこと。
- ・動画の制作に必要な撮影は受託者が実施することとし、委託者が同行する必要があると判断した場合は、委託者が撮影に同行するものとする。

⑤ 編集

- ・受託者は、「④撮影」で得た映像をもとに動画の編集を行うこと。
- ・受託者が編集した動画を委託者及び関係者に確認するため、第一編集版のラフ映像を提出すること。視聴した結果、委託者から修正を指示された場合は、再編集し修正すること。
- ・受託者は、編集した動画の内容について著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を適切な処理を行い、納品までに確認すること。
- ・受託者は、編集した動画をMP4形式で委託者へ1部提出すること。データの受け渡し方法は委託者と協議し決定する。

(3) SNS広告による配信

業務目的を達成するため、SNSの広告機能を使用して動画の配信を行うこと。本業務の実施については、委託者と協議のうえ進めること。

- ① 配信期間は1月下旬から3月中旬を想定しているが、委託者と協議のうえ決定する。
- ② 掲載するSNS媒体は、Instagram、Facebook、YouTubeなどを想定しているが、委託者と協議のうえ決定すること。視聴回数などを考慮のうえ委託期間内に媒体を変更する場合がある。
- ③ 配信ターゲット（年齢層、地域、関心分野など）を委託者と協議のうえ設定し、委託費用のうち50万円（消費税及び地方消費税を含む）を広告配信に充てること。
- ④ 以下の情報を整理、分析することで、結果の考察及び今後の改善提案をとりまとめた広告効果分析報告書を作成し、委託者の承認を得て提出すること。
 - ・広告等の表示回数（クリック数、スキップ数、リーチ数、CTRを含む）
 - ・動画の視聴回数
 - ・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）、流入経路
 - ・媒体別実績比較等

4. 成果品

(1) 完了検査

受託者は、契約期間内に全作業工程を完了した時点で、委託者の定める委託業務完了届を提出し委託者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって本業務を完了したものとする。

(2) 成果品の帰属・著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- ① 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権利を含む。）を当該目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 委託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、受託者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、「2(6) 秘密の保持」の規定にかかわらず当該委託の目的物の内容を公表することができる。
- ③ 受託者は、当該委託の目的物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- ④ 当該委託の目的物に対し、第三者の権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (3) 成果品の契約不適合責任
- ① 納品の後、成果品が契約の内容に適合しない場合は、委託者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- ② 成果品の納品後1年を契約不適合責任期間とし、この期間内に契約の内容に適合しないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。
- (4) 提出成果品及び提出期限
提出成果品及び提出期限は次のとおりとする。
- ① 契約締結後に提出するもの
- | 提出成果品 | 提出期限 | 参照 |
|---------|-----------|--------------|
| 作業実施計画書 | 契約締結後速やかに | 3(1) 作業実施計画書 |
- ② 動画ごとに随時提出するもの
- | 提出成果品 | 提出期限 | 参照 |
|-----------|-------------|------------------|
| 予定台本 | 撮影前 | 3(2)③ 予定台本の作成 |
| 動画（MP4形式） | 納品時 | 3(2)⑤ 編集 |
| 広告効果分析報告書 | 広告配信終了後速やかに | 3(3) SNS 広告による配信 |
- ③ 業務完了後に提出するもの
- | 提出成果品 | 提出期限 | 参照 |
|---------|-----------|-----------|
| 委託業務完了届 | 業務完了後速やかに | 4(1) 完了検査 |
- (5) 提出成果品の納品方法
成果品の納品は、次のとおりとする。
- ① 規格・数量・期限等
冊子等で提出する成果品は、原則として日本工業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成すること。提出部数は各1部とする。
電子データで提出する成果品は、市と協議の上受け渡しの方法を決定すること。
本業務の成果品は、決められた期日までに納品すること。定めのない場合は、令和8年3月31日までに納品すること。その運搬費用は受託者が負担するものとする。
- ② ウイルスチェック

電子媒体によるデータ納品についてはすべてウィルス対策ソフトにて検査したうえで納品すること。納品物がウィルスに感染していることにより、委託者 又は 第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、その他賠償等について対応すること。

5. その他

- (1) 業務完了後、一括して支払うこととする。
- (2) 制作した動画は他の媒体での広告などの用途で、委託者が無期限に使用する。
- (3) 出演者、キャラクターの制作者等の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権など、日本国の法令に基づき保護される全ての権利について考慮し、委託者がSNS上で動画を無制限期間で公表できるように適切な手続きを行うこと。
- (4) 本業務で制作した動画について、受託者が承諾した場合、委託者が委託期間中に他の媒体で利用を希望することができるものとする。
- (5) 岡山市内で委託者と即日対面対応が可能な体制とし、連絡調整及び迅速な修正対応ができること。